

NPO法人ネイチャーリーダー江東 第5期活動報告
(平成22年10月1日～平成23年9月30日)

1.総会・理事会・定例会・その他会議

年月日	内容	場所	出席者数
平成22年10月6日(水)	第4回理事会	文化センター	5(7)
10月13日(水)	第4回総会	教育センター	13(47)
10月20日(水)	第167回定例会	教育センター	5
11月10日(水)	第18回チーム会議	教育センター	5
11月17日(水)	第168回定例会	文化センター	5
12月8日(水)	第19回チーム会議	教育センター	4
12月15日(水)	第169回定例会	教育センター	4
平成23年1月12日(水)	第20回チーム会議	教育センター	3
1月19日(水)	第170回定例会	教育センター	6
2月9日(水)	第21回チーム会議	教育センター	3
2月16日(水)	第171回定例会	教育センター	5
3月9日(水)	第22回チーム会議	教育センター	4
3月16日(水)	第172回定例会	教育センター	4
4月13日(水)	第23回チーム会議	教育センター	9
4月20日(水)	第173回定例会	教育センター	5
5月11日(水)	第24回チーム会議	教育センター	3
5月18日(水)	第174回定例会	教育センター	4
6月8日(水)	第25回チーム会議	教育センター	7
6月15日(水)	第175回定例会	教育センター	4
7月13日(水)	第26回チーム会議	教育センター	3
7月20日(水)	第176回定例会	教育センター	6
8月10日(水)	第27回チーム会議	教育センター	5
8月17日(水)	第177回定例会	教育センター	6
9月14日(水)	第28回チーム会議	教育センター	7
9月21日(水)	第178回定例会	教育センター	台風中止

※()の数字は委任状を加えた有効人数

2.事業の実施に関する事項

(1)環境保全・持続可能な地域社会の仕組みづくり事業

①仙台堀川公園ポケットエコスペースの保全活動及び植生等の調査を行う

年月日	内容	参加者数	
		会員	会員外
平成22年10月9日(土)	雨天中止	0	0
11月13日(土)	東側の樹木の枝抜き、チガヤの一部草刈、池のアサザの間引きをした。その後、アメリカザリガニの駆除をした。池9匹(大1、中7、小1)、保護池9匹(大7、小2)	3	1
12月10日(土)	ガヤの草刈、ひこ芽えの剪定後、ザリガニの駆除実施	3	1
平成23年1月8日(土)	通路内や脇の枯れたチガヤの刈り込み。保護池のアメリカザリガニの駆除。仕掛けたネットの中に大3匹、小5匹、すくった網の中に小10匹。	2	1
2月12日(土)	枯れたチガヤ刈り。保護池とアサザ池の水の色が真黒になっていた。保護池に沈めた網カゴの中にアメリカザリガニの大4、小2匹、10cm位のドジョウ5匹(4匹は死んでいた)がいた。アサザ池にはアメリカザリガニの中1、小4匹、クロスジギンヤンマのヤゴ2匹がいた。最後に鳥の調査を実施した。清田氏は業者と打ち合わせ。保護池のかいほり、トウネズミモチの伐採、クヌギ、コナラ、エゴノキの苗木の植栽。	4	1
3月12日(土)	チガヤの刈り込み、竹の除去、動物の調査	3	1
4月5日(土)	セイタカアワダチソウの除草。アサザ池の中にヤンマヤゴ1匹、イトトンボヤゴ1匹、小さなアメリカザリガニ7匹見られた。	4	1
5月14日(土)	セイタカアワダチソウの除草。翌日開催の子供まつりの生き物展示用の	5	1
6月11日(土)	雨天中止	0	0
7月9日(土)	池にかかる樹木剪定、通路脇の草刈り、アサザ池の中のガマの抜き取りを行い、その後動物、植物、野鳥の調査を行った。昆虫では、ナミアゲハ、アオスジアゲハが見られた。	3	1
8月13日(土)	アサザ池の周りの草刈とアサザの間引きと通路池の草刈を実施。アサザ池に網を入れたところ、ヤゴが1匹、見つかった。保護池の様子は水がかなりなくなっていた。アメリカザリガニを捕獲しようとしたが池の周りがやわらかく未実施。	2	1
9月10日(土)	通路他の草刈。植物・動物調査を実施。中央池には、「ヤゴ」見当らず。ザリガニ数匹を捕獲。昆虫採集で外来種の「アカボシゴマダラ蝶」を採	4	1

②荒川砂町水辺公園エコスペースの保全活動及び植生等の調査を行う

年月日	内容	参加者数	
		会員	会員外
平成22年10月23日(土)	池の周りの草刈り、水路内のヨシ刈りをし、その後植物、動物調査をし	3	1
11月7日(土)	池の周りの草刈り、水路内のヨシ刈り。	3	1
12月25日(土)	水路内のヨシの刈り込み、池の周りの刈れたセイタカアワダチソウの刈り込み。	1	1
平成23年1月22日(土)	池の周りの草刈り、水路内のヨシ刈り。	2	1
2月26日(土)	水路の水面確保のための草刈。ヨシ製作用のヨシ刈り。野鳥調査を実施	2	1
3月26日(土)	管理計画にしたがって、樹木の多い群落内のトウネズミモチの伐採と水	4	1
4月23日(土)	雨天中止	0	0
5月28日(土)	雨天中止	0	0
6月25日(土)	交流イベントを実施した。保全活動グループ、昆虫調査グループに分かれて活動、その後、ビール、つまみ、おにぎり等新睦会を実施した。昆虫も多数捕まえ、各種類一匹づつを標本にする予定である。午後は希望者のみ干潟の観察会・調査を実施した。	9	3
7月23日(土)	水路内のヨシの刈り込み、池の周りの草刈を実施。	2	1
8月27日(土)	水路内のヨシの刈り込み、池の周り及び橋のある横断通路内の草刈を実施。その後、植物調査を行った。保全・調査活動の後、ビールを飲みながら歓談をした。	5	1
9月24日(土)	水路内のヨシの刈り込み、池の周りの草刈及びセイタカアワダチソウの除草を実施。その後、動物調査、昆虫調査(清田さんリーダー)を行った。保全・調査活動の後、今日の振り返りなどを話し合った。	3	1

(2)環境教育・持続可能な社会のための教育・啓発活動

①会報誌にて、活動内容を紹介し、自然環境保全の意識の啓発を図る。

年月日	内容	発行部数
平成23年1月26日	NL通信第41号発行	200部

②親子を対象に里山の自然環境及びそこに生息する動植物の観察会を開催する

年月日	内容	参加者数	
		会員	ゲスト
平成22年10月10日(日)	近郊の里山を訪ねる 雨プログラムとして「房総の村」	5	21

③葛西臨海公園の人口干潟で北国からの渡り鳥を観察する

年月日	内容	参加者数	
		会員	ゲスト
平成23年1月15日(土)	冬鳥の観察会 葛西臨海公園	7	8

④親子を対象に船橋市海浜公園(三番瀬)で生息する生物から環境変化を学ぶ観察会を開催する

年月日	内容	参加者数	
		会員	ゲスト
平成23年7月3日(日)	干潟の生き物採取と観察会 船橋海浜公園		

大震災の影響で中止

⑤江東区の草の実、木の実、冬鳥、タンポポ水中昆虫たちなどの展示を行う

年月日	内容	参加者数	
		会員	ゲスト
平成22年12月5日(日)～12月26日(日)	木の実・草の実展 えこっくる江東	9	
平成23年8月13日(土)～9月25日(日)	生物多様性ってナニ? 展 えこっくる江東	(7)	

※()は延べ人数

⑥幼稚園・小学校の児童を対象に区内各所の自然環境学習の講師派遣の事業

年月日	内容	参加者数		
		会員	ゲスト	
平成22年10月5日(火)	第五大島小学校(3年生)	大島小松川公園(風の広場)	7	55
10月15日(火)	なでしこ幼稚園(年長)	北砂五丁目(園の隣の公園)	3	49
10月20日(水)	第六砂町小学校(2年生)	仙台堀川公園	4	48
10月22日(金)	第五砂町幼稚園(年長)	砂町水再生センター	6	90
11月5日(金)	小名木川小学校(3年生)	大島小松川公園(風の広場)	6	87
11月6日(土)	川南小学校(WES)	木場公園	3	16
11月9日(木)	第六砂町小学校(1年生)	仙台堀川公園	3	26
11月11日(木)	川南小学校(1年生)	仙台堀川公園	6	68
11月12日(金)	川南小学校(2年生)	仙台堀川公園	6	73
12月13日(月)	大島幼稚園(年長・年少)	大島幼稚園	4	54
12月21日(火)	川南小学校(2年生)	仙台堀川公園	4	73
平成23年2月3日(木)	川南小学校(2年生)	仙台堀川公園	3	72
2月4日(金)	川南小学校(1年生)	仙台堀川公園	3	68
2月5日(土)	川南小学校(WES)	仙台堀川公園	1	13
2月9日(水)	第六砂町小学校(1年生)	仙台堀川公園	5	26
2月10日(木)	第六砂町小学校(2年生)	仙台堀川公園	7	48
4月15日(金)	第三大島幼稚園(年長)	旧中川河川敷	4	29
4月22日(金)	第五砂町幼稚園(年長)	荒川河川敷	6	67
4月26日(火)	もみじ幼稚園(年長)	旧中川河川敷	4	28
5月18日(水)	第一亀戸幼稚園(年長・年少)	文泉公園	5	63
6月21日(火)	小名木川小学校(2年生)	仙台堀川公園(ハーブ園付近)	10	89
7月5日(火)	川南小学校(2年生)	仙台堀川公園	7	73
7月6日(水)	川南小学校(1年生)	仙台堀川公園	7	68
7月7日(木)	七砂小学校(3年生)	大島小松川公園(風の広場)	6	101
7月13日(水)	六砂小学校(2年生)	仙台堀川公園	5	26
7月14日(木)	六砂小学校(1年生)	仙台堀川公園	4	28
7月23日(土)	川南小学校(WES)	仙台堀川公園	1	15
9月8日(木)	五砂小学校(3年生)	大島小松川公園(風の広場)	7	67
9月15日(木)	なでしこ幼稚園(年長)	仙台堀川公園	6	20
9月29日(木)	小名木川小学校(3年生)	大島小松川公園(風の広場)	7	80

⑦小学生を中心に親子を対象に区内の自然環境とそこに生息する動植物の観察会を開催する

年月日	内容	参加者数	
		会員	ゲスト
平成22年11月21日(日)	秋の公園で自然と触れあおう 仙台堀川公園	5	19
平成23年4月17日(日)	春の公園で自然観察会 仙台堀川公園	6	5
8月21日(日)	水の中の小さな生き物観察 えこっくる江東	5	15

⑧身近にいる昆虫の標本作り

年月日	内容	参加者数		
		会員	ゲスト	
平成23年7月31日(日)	昆虫採集と標本作り①	えこっくる江東	6	15
8月21日(日)	昆虫採集と標本作り②	えこっくる江東	5	15

⑨身近にいる昆虫の生態を知り環境の変化を学ぶ機会として、セミの羽化観察会・セミの抜け殻調査を行う

年月日	内容	参加者数		
		会員	ゲスト	
平成23年7月30日(土)	セミの羽化の観察会	木場公園	7	24
8月5日(金)	辰巳児童館セミの羽化の観察会	辰巳緑道公園	5	50

⑩身近にいる生物の生態を知り環境の変化を学ぶ機会として、こうもり観察会を行う

年月日	内容	参加者数		
		会員	ゲスト	
平成23年8月6日(土)	こうもり観察会	木場公園	5	30

⑪荒川下流に生息する秋に鳴く虫の観察会を行う

年月日	内容	参加者数		
		会員	ゲスト	
平成23年9月17日(土)	秋に鳴く虫の観察会	荒川河川敷下流	7	18

⑫環境啓発に関する展示及び制作物制作

年月日	内容	参加者数	ゲスト
平成23年8月11日(木)	エコな施設(清水建設技術センター)見学(ジュニアプログラム)	7	16

⑬自然環境問題を行動する人材育成する研修を行う

年月日	内容	場所	参加者数

⑭自然環境問題を行動する人材育成するネイチャーリーダー講座を行う
ネイチャーリーダー初級講座

年月日	内容	講師	参加者数	
			会員	ゲスト
平成22年11月13日(土)	第1回 生物多様性を知ろう(公開講座)	東京都市大学教授 涌井 雅之氏	8	26
11月20日(土)	第2回 江東区生物多様性ホットスポット巡り	NPO法人 ネイチャーリーダー江東	7	8
11月27日(日)	第3回 ライフスタイルと生物多様性	sustena 代表マエキタミヤコ氏、 サステナビリティ活動家 丹羽 順子氏	4	12
12月4日(土)	第4回 「食べる」を通じた生物多様性	みそ製造業 五月女 清以智氏	5	11
12月11日(土)	第5回 里山生活で生物多様性に触れる	NPO法人 穴塚の自然と歴史の会	5	7
12月18日(土)	第6回 生物多様性の危機そして課題	東京大学大学院研究生 須田 真一氏	4	13
12月23日(祝)	(番外編)江東区水鳥調査に参加しよう	NPO法人 ネイチャーリーダー江東	13	10
平成23年1月8日(土)	第7回 生物多様性とこどもの遊び	千葉大学教授 木下 勇氏	5	14
1月23日(日)	第8回 市民として生物多様性を語ろう	日本自然保護協会 開発 法子氏	3	10

ネイチャーリーダー上級講座

年月日	内容	講師	参加者数	
			会員	ゲスト
平成23年2月5日(土)	第1回 持続可能なまちづくりをめざす人づくり	東京学芸大学名誉教授 東海大学特任教授 小澤紀美子氏	7	25
2月26日(土)	第2回 身近な自然を素材とした環境教育(1)	日本野鳥の会 萩原洋平氏	6	20
2月27日(日)	第3回 身近な自然を素材とした環境教育(2)	日本野鳥の会 萩原洋平氏	5	18
3月5日(土)	第4回 まちと身近な自然を知る市民調査(1)	日本自然保護協会 開発 法子氏	5	17
3月6日(日)	第5回 まちと身近な自然を知る市民調査(2)	日本自然保護協会 開発 法子氏	6	16
6月18日(土)	第6回 次の一步を踏み出すために	IIHOE(人と組織と地球のため の国際研究所) 代表	6	11
6月19日(日)	第7回 ファンリテーション基本のキ	Be-Nature School 代表 森雅浩氏	5	13

※6・7回目は当初の予定が大震災により、日程変更のため開催日が遅れた。

(3)環境に関する調査事業

①環境変化調査として新砂干潟における底生生物、魚類、鳥類、植物のモニタリング

年月日	内容	参加者数	
		会員	会員外
平成23年10月23日 (土)	カルガモ、スズガモ、カワウ、アオサギ、ダイサギ、ユリカモメが見られた。手前の水路に網を入れたらトビハゼが入っていた。植物ではアレチウリ	3	1
11月27日 (土)	中止	0	0
12月25日 (土)	スズガモ200羽、カワウ8羽、ダイサギ1羽、ホシハジロ1羽、キンクロハジ	2	1
平成23年1月22日 (土)	干潟が広がっていて、無数の小さい穴が見られた。掘るとココイがいた。スズガモ70羽、カワウ4羽、ダイサギ1羽、イソシギ2羽、ツグミ2羽が見られた。ウラギクの種を干潟の2か所に埋め経過を見ることにした。	2	1
2月26日 (土)	中止	0	0
3月26日 (土)	スズガモ100羽、ホシハジロ1羽、カワウ4羽、ダイサギ1羽が見られた。ハマダイコンの花が咲いていた。ウラギクは埋めた所には芽が出てなかった。所々に地震の影響で液状化が見られた。	2	1
4月23日 (土)	中止	0	0
5月28日 (土)	中止	0	0
6月25日 (土)	カワウ56羽、カルガモ2羽、コサギ1羽、ダイサギ1羽、アオサギ1羽、ウミネコ4羽が見られた。また干潟には、ヤマトオサガニが多数見られた。	6	1
7月23日 (土)	中止	0	0
8月27日 (土)	カワウ38羽、コサギ11羽、アオサギ1羽、ウミネコ30羽見られた。投網をしてマハゼ、シラタエビが多数とれ、ボラ、メナダもとれた。干潟には、イセウキヤガラが密集して生えていた。陸側のヨシ原を抜けると工事地区が迫っていた。ウラギクの確認は出来なかった。	4	1
9月24日 (土)	満潮に近く、いつも鳥がとまっている石の堤防が所々しか見えなかった。カワウ5羽、コサギ1羽見られた。トビハゼが手前の水路で見られた。下水道局の堤防補強工事の為、陸側のコンクリート堤防の内側は更地になっていた。ウラギクは完全にアウトの状況でした。今後のウラギクの調査は、しばらく中止します。早めに調査を切り上げた。	2	1

②カモ類などの水鳥の生息状況を調査・記録、経年変化を把握、自然環境の基礎資料とする

年月日	内容	参加者数	
		会員	ゲスト
平成22年12月23日 祝	例年通り(荒川・旧中川・辰巳運河・大横川・横十間川・仙台堀川公園)実施	13	10

3.その他の活動

①イベント参加

年月日	内容	参加者数	
		会員	ゲスト
平成22年10月16日(土)～10月17日(日)	区民まつり どんぐり工作と生き物展示 木場公園	13	
平成23年5月15日 (日)	江東こどもまつり 猿江公園	7	
6月5日 (日)	環境フェア えこっくる江東	5	

②<野山を歩く会>分科会活動

年月日	内容	参加者数		
		会員	ゲスト	
平成22年10月4日(月)	お台場を散策した。	お台場公園～潮風公園	5	1
10月24日(日)	野津田公園と都内でも有数の里山地域である小野路を散策した。	野津田～小野路	10	13
11月3日(祝)	標高は221.2mと低いが富士山～白銀平をハイキングした。	富士山～白銀平	8	12
11月28日(日)	久しぶりの本格登山、金時山に登り、富士山の眺望を楽しんだ。	金時山	8	10
12月12日(日)	山口貯水池建設のため敷設された軽便鉄道跡と里山をハイキングした。	狭山丘陵「村山郷」	5	10
平成23年1月23日(土)	大雄山最乗寺に参拝、その後、里山、湧水地などを散策した。	大雄山	6	9
2月26日(土)	いるか丘陵のしっぽ、小網代の森を散策、その後、小松ヶ池公園付近の河津桜のお花見をした。	小網代の森～小松ヶ池公園	6	13
3月13日(日)	行徳野鳥観察舎を訪れ、保護区の概要説明を受け、野鳥観察や野鳥病院の見学などを行った。	行徳観察会(市川市)	4	8
4月7日(木)	多種の桜咲く新宿御苑～青山墓地の桜のトンネル～毛利庭園～芝公園～日比谷公園とお花見ウォーキングした。	新宿御苑	8	9
5月7日(土)～8日(日)	初日午前のハイキングは城山(時水城)、法末自然の家「やまびこ」到着後、山菜採り。 2日目は早朝5時から山菜採り、7時30分から餅搗き体験、午前のハイキングは飯綱山古墳(カタクリとどんぐりの道)、登れば一面カタクリの群生。上の原お松の池にて集合写真を撮った後、六日町温泉「龍氣」にて北小金駅～本土寺間の寺院巡りウォーキングと本土寺境内に咲き誇るアジサイとハナシヨウブを觀賞した。	法末の里	11	15
6月22日(水)	起伏の多い丘陵緑地で樹木の種類も多い「かしの木山公園」を手始めに成瀬尾根コースや 堂之坂公苑など町田市の変化に富んだ自然の中をハイキングした。	本土寺	4	6
7月1日(金)	レンゲショウマの群生を見てロックガーデンを散策した。	かしの木山～成瀬尾根	4	11
8月28日(日)		奥御岳溪谷	9	7

③<手作りの会・ミモザ>分科会活動

年月日	内容	参加者数		
		会員	ゲスト	
平成22年11月17日(水)	クズの蔓を使って作品作り	砂村エコスペース	2	2
12月1日(水)	リース作り	みどり館	3	6
平成23年2月23日(水)	樹木の観察	小金井公園	4	5
6月7日(水)	「野草の活花」を実施	荒川河川敷	3	5

④<ビオトープを学ぼう>分科会活動

年月日	内容	参加者数		
		会員	ゲスト	
平成22年10月27日(水)	目標植生図を作る	江東区文化センター	5	
11月24日(水)	年間計画策定	江東区文化センター	4	
平成23年1月26日(水)	目標植生図と現況植生図とのギャップを埋める管理方法と年間スケジュールを決める	江東区文化センター	4	
6月25日(水)	交流イベント開催。保全活動グループ、昆虫調査グループに分かれて活動	荒川下流	9	3
6月29日(水)	6/25調査結果のまとめ	江東区文化センター	4	
8月31日(水)	昆虫調査計画の作成	江東区文化センター	2	
9月10日(土)	昆虫調査	仙台堀川公園PES	1	
9月10日(土)	昆虫調査	砂村水辺公園PES	4	
9月22日(木)	標本作成・同定作業	江東区文化センター	2	
9月24日(土)	昆虫調査	荒川下流	1	
9月28日(水)	標本作成・同定作業	江東区文化センター	2	

平成22年度 特定非営利活動に係る事業 会計財産目録

平成23年9月30日現在

特定非営利活動法人 ネイチャーリーダー江東

(単位：円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金貯金		
現金 現金手許有高	105,911	
普通郵便貯金 江東塩浜郵便局	732,530	
銀行預金 三菱東京UFJ	704,271	
振込口座 江東塩浜	294,900	
未収入金		
前払費用		
流動資産合計	1,837,612	1,837,612
2 固定資産		
土地	0	
建物	0	
付属設備	0	
什器備品	0	
固定資産合計		0
資産合計		1,837,612
II 負債の部		
1 流動負債		
前受金	15,000	
未払雑給		
未払金		
未払源泉税		
仮受金		
流動負債合計		15,000
2 固定負債		
長期借入金	0	
固定負債合計		0
負債合計		15,000
正味財産		1,822,612

上記は原本と相違ありません。

会計担当: 齋藤 統

平成22年度 特定非営利活動に係る事業 会計貸借対照表

平成23年9月30日現在

特定非営利活動法人 ネイチャーリーダー江東

(単位：円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金・貯金・預金	1,837,612	
未収入金		
前払費用		
流動資産合計		1,837,612
2 固定資産		
固定資産合計		0
資産合計		1,837,612
II 負債の部		
1 流動負債		
前受金	15,000	
未払雑給		
未払金		
未払源泉税		
仮受金		
流動負債合計		15,000
2 固定負債		
長期借入金	0	
固定負債合計		0
負債合計		15,000
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産		1,487,988
当期正味財産増加額		349,624
正味財産合計		1,837,612
負債及び正味財産合計		1,822,612

会計担当：齋藤 統

平成22年度 特定非営利活動に係る事業 会計収支計算書

平成22年10月1日から平成23年9月30日まで

特定非営利活動法人 ネイチャーリーダー江東

(単位:円)

科 目	金 額	
(経常収支の部)		
I 経常収入の部		
1 会費収入		
会費収入	187,500	187,500
2 事業収入		
(1) 環境保全・持続可能な地域社会の仕組みづくり事業収入	0	
(2) 環境教育・持続可能な社会のための教育・普及・啓発事業収入	1,547,994	
(3) 環境に関する調査事業収入	56,000	
(4) 環境に関する政策提言事業収入	0	1,603,994
3 補助金等収入	0	0
4 寄付金収入	0	0
5 その他収入		
利息収入	357	357
雑収入	0	0
当期収入合計(A)	1,791,851	1,791,851
II 経常支出の部		
1 事業費		
(1) 環境保全・持続可能な地域社会の仕組みづくり事業費	0	
(2) 環境教育・持続可能な社会のための教育・普及・啓発事業費	1,287,635	
(3) 環境に関する調査事業費	28,000	
(4) 環境に関する政策提言事業費		1,315,635
2 管理費		
保険料	43,330	
消耗品費	31,108	
通信運搬費	151,370	
印刷製本費	36,253	
租税公課	600	
会議費	27,996	
会場費	34,330	
諸会費	2,000	
手数料	1,000	
研修費	179,605	507,592
当期支出合計(B)	1,823,227	1,823,227
当期収入合計(A)		1,791,851
当期支出合計(B)		1,823,227
当期収支差額(A)-(B)		-31,376
前期繰越収支差額(C)		1,868,988
次期繰越収支差額(A)-(B)+(C)		1,837,612

会計担当:齋藤 統

会計監査報告

会計貸借対照表、会計収支計算書、帳票並びに証拠諸表の提示を受け調査の結果、業務は適正に処理されたものと確認しましたので、ご報告いたします。平成22年10月 3日

監事 : 岩佐三郎

稲垣章子

特定非営利活動法人ネイチャーリーダー江東定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ネイチャーリーダー江東という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都江東区東砂2丁目15番8-403号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として都市の中での自然と人の共存を考え、環境の保全・教育・調査と持続可能な社会のための教育・啓発、ならびにこれらに関する調査と仕組みづくりなどの事業を行い、私たちの住む地球の豊かな自然環境を次の世代に手渡すとともに、地域社会に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 環境保全・持続可能な地域社会の仕組みづくり事業
 - ① 自然環境復元・再生・保全
 - ② 地域の循環型社会システムの構築
 - ③ 環境・子育て・まちづくり各種団体への支援、各種団体との提携、パートナーシップ
- (2) 環境教育・持続可能な社会のための教育・普及・啓発事業
 - ① 子ども達に対する問題発見、問題解決、社会参画能力のための教育
 - ② 学校に対する持続可能な社会のための授業の提供
 - ③ 市民に対する環境への関心、環境についての知識、参画への意識、行動のための教育・啓発活動の企画・運営
 - ④ 自然環境保全に関する啓発の会報誌発行・ホームページの運営
 - ⑤ 市民・学校・企業に対する環境保全イベントの企画・運営・参加
- (3) 環境に関する調査事業
 - ① 自然環境の調査
 - ② 地域の環境保全・環境と人との関わり調査
 - ③ 市民の環境に対する意識・取り組み調査
- (4) 環境に関する政策提言事業
 - ① 行政・企業・市民・学校に対する持続可能な社会のための各種提言

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員を持って特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員は、この法人の目的に賛同して、入会した個人とする。
- (2) 家族会員は、正会員の家族で、この法人の目的に賛同して、入会した個人とする。
- (3) 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体とする。

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書により、会長に申し込むものとする。
- 3 会長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 会長は、申込者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人に通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、毎年一回、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して、1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この法人の定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入したその会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事の中に次の役職者を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 会長、副会長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により就任した役員任期は、前項の規定にかかわらず前任者または他の現任者の残任期間とする。
- 3 役員は辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事の内、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席した正会員総数の過半数の議決を経て、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合には、当該役員にあらかじめ通知するとともに、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条においても同じ）
- (9) 新たな義務の負担および権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) その他運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日より少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(理事会での表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)。
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名押印又は署名しなければならない。

第 5 章 資産

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第 6 章 会計

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり翌年 9 月 30 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の総数の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長のほか必要な事務局員を置く。

3 理事は、事務局員を兼任できる。

(事務局員の任免)

第56条 事務局長および事務局員の任免は会長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別途定める。

第10章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長	阿河	真人
副会長	阿部	次子
副会長	大塚	克俊
理事	木村	良雄
同	根之木	和子
同	中川	雅允
同	善波	智子
同	花里	董男
同	栗原	裕子
同	幅	泰治
同	藤巻	啓二
監事	齋藤	統
監事	岩佐	三郎

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年9月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年9月30日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費

(1)正会員	3,000円
(2)家族会員	500円
(3)賛助会員	個人会員1口2,000円(1口以上) 団体会員1口5,000円(1口以上)